

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | プールろ過機修繕（北中学校外4校） |
| (3) 場所 | 越谷市大字袋山870番地外 |
| (4) 履行期限 | 令和8年6月2日から令和8年11月30日まで |
| (5) 契約金額 | 4,407,700円（税込み） |
| (6) 受注者 | 株式会社三進ろ過工業 東京営業所 |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巣鴨1-9-11 |
| (8) 概要 | 中学校に設置されているプールろ過機の修繕を行う。 |
| (9) 理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく。 特命随意契約理由：本修繕は、各学校に設置されているプールろ過機の一部部材を更新するものです。製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあり、施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティ付着ばっ気ブロワー修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和8年6月10日から令和9年2月26日まで |
| (5) 契約金額 | 4,037,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社西原環境 東京支店 |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区海岸3-20-20 |
| (8) 概要 | 付着ばっ気ブロワーの更新を行う。 |
| (9) 理由 | 本工事は、越谷サンシティの付着ばっ気ブロワーについて、更新を行うものですが、工事後の故障に関して、責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本設備機器を維持管理している「株式会社西原環境 東京支店」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 電気工事 |
| (2) 件名 | 防災行政無線移設工事（（仮称）蒲生学園外1か所） |
| (3) 場所 | 越谷市蒲生旭町2375番1外 |
| (4) 履行期間 | 令和8年6月12日から令和8年9月30日まで |
| (5) 契約金額 | 8,910,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 三球電機株式会社 埼玉営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市花田2-26-3 |
| (8) 概要 | （仮称）蒲生学園および大相模分団第二部小屋に防災行政無線を移設する。 |
| (9) 理由 | 本工事は、（仮称）蒲生学園新校舎の建設および大相模分団第二部小屋の移転に伴い、防災行政無線設備の移設および機器調整を行うものです。 移設対象の機器が「越谷市防災行政無線（固定系）保守点検業務委託」と密接な関係性があること、ならびに移設後の機能維持と施工責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、上記保守管理業務委託の受注者である「三球電機株式会社埼玉営業所」の工事部門と随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティ商業棟エレベーター修繕（5号機外1機） |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和8年6月16日から令和9年2月26日まで |
| (5) 契約金額 | 4,618,130 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社日立ビルシステム 関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概要 | エレベーター5号機の主ロープ、調速機ロープ、ドアモーター及びロータリーエンコーダーの交換を行う。 エレベーター6号機の主ロープ、調速機ロープ、ドアモーター、ロータリーエンコーダー、ゴム板及びブレーキライニングの交換を行う。 |
| (9) 理由 | 本工事は、既存エレベーターの一部更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命にて契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティヒートポンプ修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和8年6月16日から令和9年3月12日まで |
| (5) 契約金額 | 20,350,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 東武ビルマネジメント株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7 |
| (8) 概要 | ヒートポンプ冷凍機NO. 2のオーバーホール及び配管の交換を行う。 |

- | | |
|--------|--|
| (9) 理由 | 本修繕は、越谷サンシティのヒートポンプ冷凍機について、分解・点検・配管交換を実施し、精度を回復するために必要な処置を行うものですが、施設全体の空調機器と密接に関連している設備であり、施設の運営への影響が大きいため、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している「東武ビルマネジメント株式会社」と特命随意契約を締結するものです。 |
|--------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 越谷市立小学校空調設備移設工事 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷四丁目21番地1外 |
| (4) 履行期間 | 令和8年6月18日から令和8年12月25日まで |
| (5) 契約金額 | 100,100,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社ナカノヤ |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11 |
| (8) 概要 | 空調設備の移設工事を行う。 移設前：蒲生小学校 移設後：南越谷小学校、大間野小学校 |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由 本工事は、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に伴い、越谷市立蒲生小学校の校舎等が解体されるため、既存エアコンを南越谷小学校及び大間野小学校へ移設するものです。 既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社がおこなっていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティ脱水機修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和8年6月24日から令和9年1月29日まで |
| (5) 契約金額 | 2,552,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社西原環境 東京支店 |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区海岸3-20-20 |
| (8) 概要 | 中水道施設の脱水機オーバーホールを行う。 |
| (9) 理由 | 本工事は、越谷サンシティにおける中水道施設の脱水機について、オーバーホールを行うのですが、工事後の故障に関して、責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本設備機器を維持管理している「株式会社西原環境 東京支店」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 電気通信工事 |
| (2) 件名 | リサイクルプラザ電話交換機等交換修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市大字砂原355番地 |
| (4) 履行期限 | 令和8年6月25日から令和8年7月31日まで |
| (5) 契約金額 | 2,376,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 東陽工業株式会社 北関東支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区浅間町1-4-4 |
| (8) 概要 | リサイクルプラザ施設内における電話交換機の通信障害や不具合に伴い、機器の交換修繕を行う。 |
| (9) 理由 | 執行方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 理由 当該修繕は早急に完了する必要があるため、履行が完了しないと業務に影響が生じ、本市だけでなく市民に多大な不利益が生じることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約とします。 なお、実績のある複数社に確認したところ履行期限内に対応可能と回答のあった2者による見積合わせとします。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 種別 | 電気工事 |
| (2) 件名 | 越谷コミュニティセンター積算電力量計改修工事 |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期間 | 令和8年6月29日から令和9年2月26日まで |
| (5) 契約金額 | 6,380,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 東武ビルマネジメント株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7 |
| (8) 概要 | 積算電力量計16台の更新を行う。 |

- | | |
|--------|--|
| (9) 理由 | <p>【特命随意契約理由】</p> <p>本工事は、既設積算電力量計（16台）の撤去・新設を行うもので、停電を伴う夜間工事が必須となることから、夜間停電時における16系統の施設利用者側の状況の把握及び調整が必然となること、工事後における施設管理上の責任区分を明確にする点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、施設の維持管理業務を行っている「東武ビルマネジメント株式会社」と特命随意契約を締結するものです。</p> |
|--------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件名 | 越谷市公共下水道事業官民連携における導入可能性調査業務委託 |
| (3) 場所 | 越谷市内 |
| (4) 履行期間 | 令和8年6月25日から令和9年2月26日まで |
| (5) 契約金額 | 24,970,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 埼玉事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤3-1-9-4 |
| (8) 概要 | 本業務は、ウォーターPPPを含む官民連携の導入可能性調査を行う業務であり、第三者の高度な専門的知識、技術及び経験等によらなければ目的達成が困難であるため、委託するものです。 |
| (9) 理由 | 本業務は、ウォーターPPPを含む官民連携の導入可能性調査を行う業務である。 上記業務を行うためには、令和7年度に実施した「越谷市公共下水道事業官民連携における基礎調査業務委託」の成果の活用が導入可能性調査及び事業スキームの選定等のため必要であり、また、当該基礎調査業務委託の落札業者は関連計画の収集整理や調査準備等をすでに行っているため、工期の短縮・委託費用の削減が可能です。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該基礎調査業務委託の落札業者である株式会社オリエンタルコンサルタンツと特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定 |
| (2) 件名 | 令和9年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託 |
| (3) 場所 | 越谷市千間台東一丁目6番15外596箇所 |
| (4) 履行期間 | 令和8年6月25日から令和8年10月9日まで |
| (5) 契約金額 | 7,774,635 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1 |
| (8) 概要 | <p>固定資産（土地）については、令和9年度の評価替えにおいても、前回の評価替え同様に令和8年1月1日から令和8年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認められる場合は、評価額に修正を加えることができる予定であります。（固定資産評価基準第1章第12節経過措置二と同様の措置）。</p> <p>本業務は、令和9年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和8年1月1日から令和8年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地597地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p> |
| (9) 理由 | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。 標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：令和9年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件名 | 千間台雨水貯留施設修正設計業務委託 |
| (3) 場所 | 越谷市千間台東一丁目地内 |
| (4) 履行期間 | 令和8年6月30日から令和9年2月26日まで |
| (5) 契約金額 | 29,617,500 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社東京建設コンサルタント 埼玉事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1 |
| (8) 概要 | 対象範囲 新方川第6-4排水区13.38ha 委託理由 本業務は、千間台東地区において早期の浸水被害軽減に向けた実現可能な新規雨水貯留施設についての設計を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。 |
| (9) 理由 | 本業務は、過年度に実施した設計内容を踏まえ、整備手法そのものを抜本的に再検討するものです。 上記業務を行うためには、令和5年度に実施した基本設計業務との整合を図る必要があり、当該基本設計においては、河川管理者等との協議を通じて、施工上の制約条件や技術的課題について段階的な整理及び検討を行っており、成果品のみでは十分に把握することが困難であるとともに、高度かつ専門的な判断が必要です。 また、整備手法の再検討にあたっては、既往設計の検討経緯、設計条件及び関係機関協議内容を把握したうえで、一体的かつ連続性を持って再評価を行う必要があり、他の事業者では、既往設計内容の再整理や関係機関との再協議等が必要となることから、設計条件等の不整合による手戻りや事業遅延が懸念されます。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該基本設計業務を受注し、業務内容及び検討経緯に精通している株式会社東京建設コンサルタントと特命随意契約を締結するものです。 |